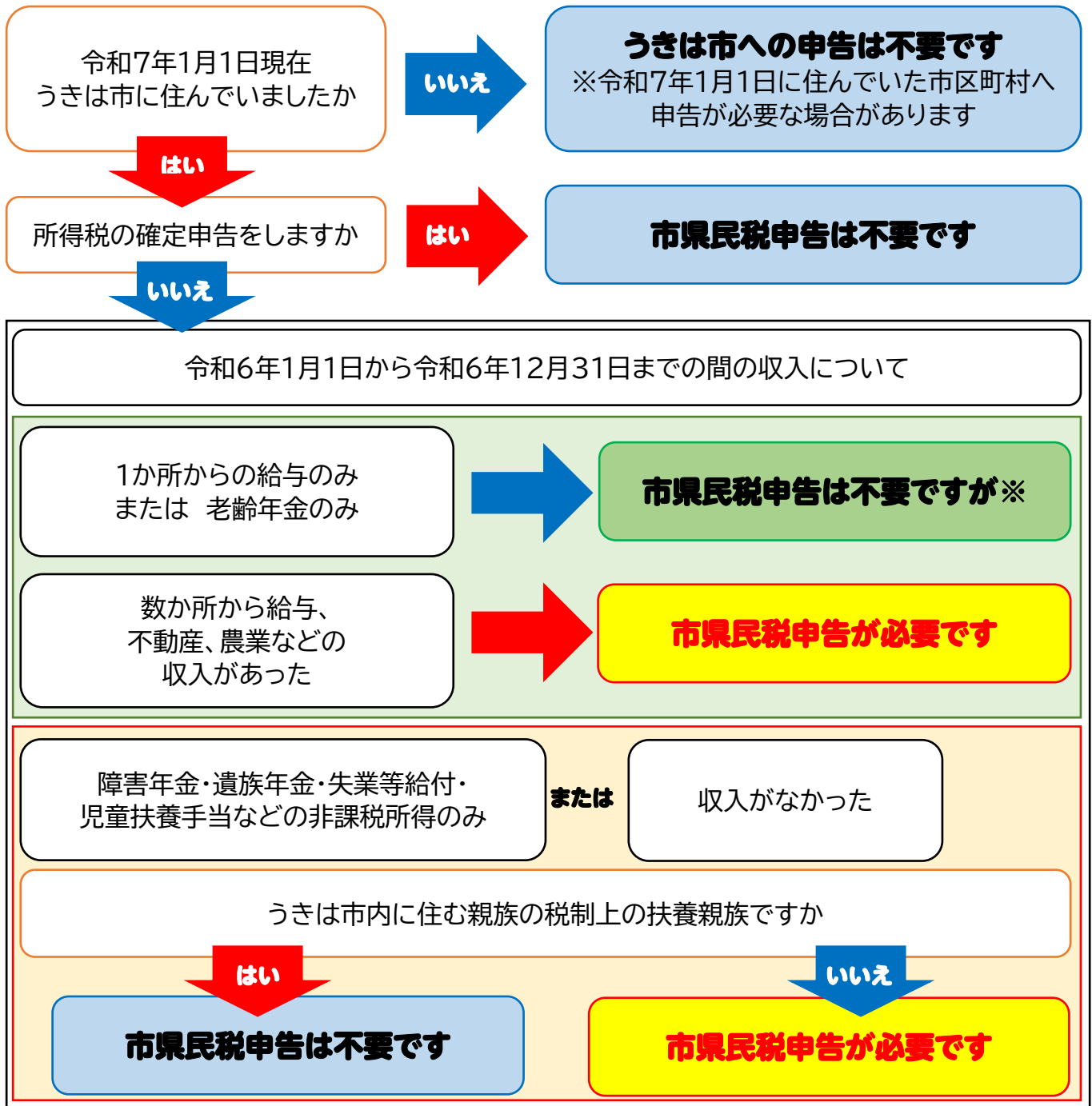


市県民税申告が必要かフロー図で確認しましょう



※市県民税申告は不要ですが…

次のいずれかにあてはまるときは、申告をすると市県民税が安くなる場合があります

- ・ 納付書や口座振替で納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金があり、年末調整の時に提出していない
- ・ 生命保険や地震保険を掛けていて、年末調整の時に提出していない
- ・ 医療費控除、寄附金控除を受ける
- ・ 源泉徴収票を確認したら、配偶者控除、扶養控除の記載漏れがある
- ・ 源泉徴収票を確認したら、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除の記載漏れがある など